

令和2年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する
教科用図書の採択について

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条及び第14条の規定に基づき、令和元年8月19日開催の第13回陸別町教育委員会議において、令和2年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を次のとおり採択したのでお知らせします。

なお、報告書については当職において保管しているので、必要に応じて申し出て下さい。

記

1 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、令和2年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）報告書〈令和元年6月 北海道教育委員会作成〉のすべての図書を採択する。

(管理担当)